

令和4年度

財務省

法人企業統計調査 附帯調査票 記入要領



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

調査票を記入する前に…必ず「調査票の記入例」と「記入上の注意」をお読みいただき、各調査期末現在で仮決算を行い、本支店、全事業所を通じての総計を記入してください。**(連結決算ではなく、単体(単独)決算の数値を記入してください。)**

調査項目のうち財務に関する用語については…「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)をご参照ください。

ご不明な点は…18ページにある財務省財務総合政策研究所調査統計部又は最寄りの各財務(支)局の経済調査課(沖縄県内は沖縄総合事務局の経済調査室)、各財務事務所、小樽出張所、北見出張所の財務課にお問い合わせください。

調査票の秘密は…当局の責任において厳重に保持し、統計目的以外に用いることはありません。

目 次

法人企業統計調査 附帯調査

お 願 い・・ 1

調査票の記入例・・ 2

記入上の注意

一般的事項・・ 3

1 固定資産○～○月中増減・・ 4

2 棚卸資産・・ 5

3 研究開発費・・ 5

よくあるご質問・・ 7

研究開発費等に係る会計基準（平成10年3月13日 企業会計審議会）・・・・・・・・・・・・ 9

業種分類表（法人企業統計調査用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

問い合わせ先・・ 18

お 願 い

平素より財務省が実施する法人企業統計調査にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

皆様からご協力いただいております「法人企業統計調査」の結果は、政府において経済・財政政策立案の資料として活用されるほか、四半期別GDP速報（2次速報）などの国民経済計算の基礎統計としても活用されています。

令和元年度より、正確な景気動向判断をできるだけ早く行うとの政府の方針を踏まえ、四半期別法人企業統計調査の一部調査項目などを早期に調査し、四半期別GDP速報（1次速報）に活用することにより、四半期別GDP速報（1次速報）の精度向上を図ることを目的とした試験的な調査を実施いたしております。本調査は、**資本金10億円以上の全ての法人を対象として、調査票のご記入をお願いしております**ので、諸事ご多用のところ誠に恐縮ではございますが、何卒、趣旨をご理解いただき、調査にご回答くださいますようお願い申し上げます。

法人企業統計調査附帯調査について

- 本附帯調査は、資本金 10 億円以上の全ての法人を対象としております。
- 調査項目は、四半期別 GDP 速報（1次速報）で活用する「固定資産」、「棚卸資産」及び新たな調査項目である「研究開発費」の3項目です。（金融業、保険業の場合は、「固定資産」及び「研究開発費」の2項目となります。）
- 本附帯調査は提出期限が早期であることから、提出期限までに把握可能なできるだけ正確な計数をご記入ください。（計数の精査・監査などで、後日修正される可能性があってもかまいません。）
- 本附帯調査は、年間で計4回ございます。
- 調査票は、紙面での提出のほか、オンラインでの提出も可能です。
- 本附帯調査は、「四半期別法人企業統計調査」とは別個の調査となっております。そのため**「四半期別法人企業統計調査」についても、引き続きご回答くださいますようお願いいたします。**

財務省財務総合政策研究所調査統計部

調査票の記入単位は百万円です。百万円未満は四捨五入し、その結果、百万円に満たないときは「0」を記入してください。

調査票の記入例

〒100-8940
 カナ 千代田区霞が関3-1-1
 漢字 千代田区霞が関3-1-1
 カナ ザイムシヨウジギキカンインヤ
 漢字 財務商事株式会社
 カナ ソウホウサイヤカカ カウケイセンター 電話 5842 7013
 漢字 総務部課 会計センター 03 - 9581 - 4111
 カナ ホウジンカウ キギョウ ジロウ 内線 3214
 漢字 法人 太郎 企業 次郎 5825

この調査票を
 実際に作成し
 た方の所属部
 課、氏名、電
 話番号を記入
 してください。

〒100-8940
 千代田区霞が関3-1-1
 財務商事株式会社 総務部課 御中

本店の所在地
 法人の名称
 記入担当者
 所属部課
 氏名

第 0000000 号
 貴社の消費税の経理処理方法
 税抜き:1 0 税込み:2
 業種コード 15

1. 固定資産 〇月～〇月中増減 ※ (総括)

土地の**整地費、造成費**のみをこの欄に記入してください。
 (土地の購入費は、この欄には記入しないでください。)

有形固定資産の増加額のうち、新品の購入額を記入してください。
 (建設仮勘定からの振替額や中古品の購入費は、この欄には記入
 しないでください。)

項目	年 月 日 現在 (a)	増 加 額 (b)	減 少 額 (c)	年 月 日 現在 (a+b-c)
土地	11,450	256		9,600
その他の有形固定資産	54,235	4,875		62,110
建設仮勘定	2,145	782		500
無形固定資産				
投資その他の資産				
固定資産計				

期中の増加額(新設のみ)を記入してください。
(期首と期末の差額ではございませんのでご注意ください。)

各有形固定資産の期末残高を記入してください。
 そのため、期中に新設以外の固定資産の増減があ
 る場合、「期首残高(a)+新設増加額」の値と「期末
 残高(a+b-c)」は一致しません。

2. 棚卸資産 ※ (網掛け部分)については、記入不要です。

項目	年 月 日 現在	年 月 日 現在
製品又は商品		
仕掛品 (半成工事を含む)	4,521	5,741
原材料・貯蔵品	251	473
計		

仕掛品及び原材料・貯蔵品の期首、期末の残高を記入してください。
 区分経理していない場合には推計により分けて記入してください。

3. 研究開発費

項目	年 月 月 (3ヶ月の合計)
研究開発費	361

※該当する費用がない場合は「0」を記入してください。

一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 (人件費、原材料費、固定資産の減価償却費、間接費の配賦額等、**研究開発のために費消されたすべての原価**)の総額を記入してください。
 なお、ソフトウェア製作費のうち、研究開発に該当する部分も含めて記入してください。

備考

その他、特殊事項についてはこちらに記入してください。

(例)
 ・固定資産の増加額が通常と比べて多額である。
 ・特定の時期に研究開発費の計上が集中した。

記入上の注意

調査票の構成

調査票の構成は次のとおりです。

- 一般的事項 法人情報を記入してください。
- 1. 固定資産増減表 当該調査期における固定資産の期首、期末の残高及び新設増加額を記入してください。
- 2. 棚卸資産 貸借対照表等を基に記入してください。
(金融業、保険業は記入不要です。)
- 3. 研究開発費 損益計算書等を基に記入してください。

連結決算ではなく、単体決算の数値を記入してください。

消費税については、仮決算時において貴社で選択している経理処理（税抜経理または税込経理）で記入してください。

「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用により財務諸表の遡及処理を行った場合には、遡及処理後の金額を記入してください。

一般的事項（あらかじめ印字している欄がありますが、誤りや訂正がある場合は赤字で訂正してください。）

- (1) 法人の名称、本店の所在地
定款に定められている商号、本店の所在地（登記簿上）を省略しないで正確に記入してください。本店の所在地（登記簿上）は調査期末時点のものを記入してください。
- (2) 連絡先所在地（紙面調査票では左上に印字されている“<連絡先>”）
調査票等を郵送する際の宛名になります。そのため、この調査票を記入する部門が本店の所在地の場合は本店の所在地を、記入する部門が支店又は事業所にある場合には、その支店又は事業所の所在地を正確に記入してください。また、当該連絡先所在地に変更があった場合は訂正してください。
- (3) 記入担当者
この調査票を実際に作成した方の所属部課、氏名、電話番号を記入してください。
- (4) 消費税の経理処理方法（記入漏れが多い項目ですのでご注意ください。）
消費税の経理処理方法については、大きく分けて、①消費税の額を区分して経理する「税抜経理方式」と②消費税の額を含めて経理する「税込経理方式」がございます。本調査の記

入に当たっては、仮決算時において貴社が選択している方法で記入してください。期中に税込経理を行っていても期末で一括して税抜処理を行っている場合は税抜経理方式となりますのでご注意ください。免税事業者に該当する場合は、税込経理方式を選択してください。

一部税込経理方式を適用した税抜経理方式、いわゆる併用方式については、「売上高」において適用している経理処理方法を選択してください。

調査票右上の「税抜き：1」、「税込み：2」の該当する区分欄（空欄部分）に必ず「○」を記入してください。（オンラインによる調査票の場合は、「1」または「2」を入力してください。）

(5) 業種コード

業種コードは12ページから17ページまでの「業種分類表」をご参照ください。貴社の業種が17ページの「金融業、保険業」に該当する場合には、「2. 棚卸資産」は記入不要です。

なお、法人企業統計調査の業種は、「日本標準産業分類」（平成25年10月改定）に準拠しています。

1. 固定資産〇月～〇月中増減 ※ 網掛けの調査項目は記入不要です。

（印字されている期首の数値に変更がある場合は赤字で訂正してください。）

貸借対照表の「固定資産」の内訳について、**期首、期末の残高及び当該調査期（3か月間）の新設増加額**を次により記入してください。なお、固定資産の減価償却費について、四半期ごとに算出していない場合、本年度に減価償却を予定している額のうち、当該調査期（3か月間）に対応する分を推計により、期末の残高から除して記入してください。

(1) 土地

新設欄には、**整地費、造成費の金額のみ**を記入してください。

土地の購入費や土地の取得の際に生じた費用（固定資産税等）については、ここに含めないでください。

(2) その他の有形固定資産

新設欄には、建物、構築物、機械、装置、船舶、車両、運搬具、工具、器具及び備品等の新製品を取得した場合の取得価格やリース取引で借手側が有形固定資産に計上したリース資産（既存契約からの振替を除く。）並びに震災により被災した資産に原状回復工事等を行う場合で、関連する支出が原状回復を超えて価値を増加させるものを記入してください。

中古品の購入、既存契約のリースに係る資産等及び建設仮勘定からの振替については、ここに含めないでください。

(3) 建設仮勘定

新設欄には、設備の建設のために支出した手付金、前渡金、材料費及び設備の建設のため

に取得した機械等で、仮勘定として処理されたものを記入してください。

土地及び無形固定資産の増加額やそこに振り替えるものは、ここに含めないでください。

そのため、建設仮勘定中に土地及び無形固定資産の取得費を含めて一括経理している場合は、ここから除いてください。

2. 棚卸資産

※ 一般業は網掛けの調査項目は記入不要です。また、金融業、保険業は棚卸資産に関する調査項目は全て記入不要です。

(印字されている期首の計数に変更がある場合は赤字で訂正してください。)

棚卸資産は一括計上せず、必ず区分して記入してください。区分経理していない場合には、推計により分けて記入してください。

(1) 仕掛品

半成工事を含みます。建設業の未成工事支出金はここに記入してください。**製品又は商品在庫はここに含めないでください。**

(2) 原材料・貯蔵品

購入部分品を含みます。

3. 研究開発費

当該調査期（3か月間）の研究開発費を記入してください。研究開発費には、人件費、原材料費、固定資産の減価償却費及び間接費の配賦額等、研究開発のために費消されたすべての原価が含まれます。なお、研究開発費中の減価償却費について、四半期ごとに算出していない場合、本年度に減価償却を予定している額のうち、当該調査期（3か月間）に対応する分を推計により加算して記入してください。

研究開発費に該当する費用がない場合には「0」を記入してください。

研究開発費は、新製品の計画・設計、既存製品の著しい改良等のために発生する費用を指し、原則として、「研究開発費等に係る会計基準」、「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」に沿って記入をしてください。

研究開発の範囲については、従来製造又は提供していた業務にはない、全く新たなものを生み出すための調査・探求活動や、現在製造している製品又は提供している業務についての著しい改良を言います。したがって、現在製造している製品や業務を前提とした場合に、著しいと判断できない改良・改善などを行う活動は、ここでいう研究・開発には該当しません。次ページの例を参考にしてください。

研究開発に含まれるものの例

- ① 従来にはない製品、サービスに関する発想を導き出すための調査・探究
- ② 新しい知識の調査・探究の結果を受け、製品化、業務化等を行うための活動
- ③ 従来 of 製品に比較して著しい違いを作り出す製造方法の具体化
- ④ 従来と異なる原材料の使用法又は部品の製造方法の具体化
- ⑤ 既存の製品、部品に係る従来と異なる使用法の具体化
- ⑥ 工具、治具、金型等について、従来と異なる使用法の具体化
- ⑦ 新製品の試作品の設計・製作及び実験
- ⑧ 商業生産化するために行うパイロットプラントの設計、建設等の計画、等

研究開発に含まれないものの例

- ① 製品を量産化するための試作
- ② 品質管理活動や完成品の製品検査に関する活動
- ③ 仕損品の手直し、再加工など
- ④ 製品の品質改良、製造工程における改善活動
- ⑤ 既存製品の不具合などの修正に係る設計変更及び仕様変更
- ⑥ 客先の要望等による設計変更や仕様変更
- ⑦ 通常の製造工程の維持活動
- ⑧ 機械設備の移転や製造ラインの変更
- ⑨ 特許権や実用新案権の出願などの費用、等

備考欄について

調査項目について特記すべき事項があればその理由も記入してください。特記事項とは、例えば、固定資産の増加額が通常時と比べて多額である場合や、特定の時期に研究開発費の計上
が集中する場合などです。

よくあるご質問

Q. 附帯調査はいつまで実施されるのですか。

本附帯調査は、法人企業統計調査の四半期別 GDP 速報（1次速報）への活用により四半期別 GDP 速報（1次速報）の精度の向上が図れるかを検証することを目的としています。この検証には少なくとも数年分の調査結果が必要となるため、本附帯調査は、少なくとも数年間は実施する予定です。

Q. 附帯調査を提出すれば、法人企業統計調査は回答しなくても良いのですか。

本附帯調査は、四半期別 GDP 速報（1次速報）に活用する必要最低限の調査項目について、四半期終了日から約1ヶ月後の早期に調査を行なうもので、四半期別法人企業統計調査（本体調査）に代わるものではありません。ご負担をお掛けしますが、四半期別法人企業統計調査についても、引き続き調査へのご回答をお願いします。本附帯調査で回答した調査項目について、四半期別法人企業統計調査の提出までに計数の修正があれば、修正後の計数でご回答をお願いします。

Q. 調査対象となる法人はどのように選ばれるのですか。

本附帯調査は、資本金10億円以上の全ての法人を対象としております。減資により資本金が10億円未満となった場合は、18ページの「問い合わせ先」にご連絡いただきますようお願いいたします。

Q. 調査の回答の仕方には、どのような方法がありますか。

紙面の調査票による提出（返信用封筒による郵送）のほか、インターネットを利用したオンライン提出があります。オンライン提出の詳細については、調査票と一緒にお送りするパンフレットをご覧ください。

Q. 休業・廃業している場合は、記入・提出しなくていいのですか。

該当する調査期において、休業中である場合及び廃業済みである場合（合併により消滅した場合も含む）には、記入・提出の必要はありません。お手数ですが、18ページの「問い合わせ先」に、その旨ご連絡いただきますようお願いいたします。

Q. 四半期ごとに決算をしていない場合、どうしたらいいのですか。

調査票は「仮」決算ということで記入をお願いしておりますので、残高試算表等を基に、調査票の記入をお願いいたします。

**Q. 提出期限が早く、調査項目の計数が確定していないのですが。
提出期限が早く、決算説明会（外部公表）の後でなければ提出できません。**

本附帯調査は、調査結果を四半期別 GDP 速報（1次速報）に活用し精度の向上が可能かどうかを検証することを目的としているため、提出期限を GDP 速報の公表日に合わせ、四半期終了日から約1ヶ月後の早期に設定しております。この提出期限を過ぎますと、調査票のご提出があっても、GDP 速報に調査結果を反映できないこととなります。

このため、精査・監査前などで、後日修正の可能性のある確定前の計数でもかまいません。また、提出期限までに全ての取引等を集計できない場合は、一部概数を含む計数でもかまいません。提出期限までに把握可能なできるだけ正確な計数をご記入ください。

提出期限は、多くの法人の決算説明会の日程より早くなっておりますが、調査の趣旨をご理解頂き、提出期限までの回答にご協力をお願いいたします。本附帯調査は統計法に基づいて実施され、統計調査に従事する者への守秘義務や調査票情報等の利用制限も定められておりますので、安心してご提出ください。

Q. 当社には「研究開発費」の支出はありませんがどのように記入したら良いですか。

研究開発費の支出がない場合は「0」と記入してください。

Q. 調査票の情報は、保護されるのですか。

国の行う統計調査は、統計法によって秘密の保護を義務づけられており、ご提出いただいた調査票を統計法に定められている利用目的以外に使用することは一切ありません。

Q. 調査結果は、いつどのような形で公表されますか。

法人企業統計調査附帯調査は、統計法に基づく一般統計調査として試験的に実施するものであり、調査期ごとの公表は行いません。公表の時期及び方法が決定しましたら、改めてお知らせいたします。

○ 財務省財務総合政策研究所ホームページアドレス

<https://www.mof.go.jp/pri/reference/incidental/index.htm>

研究開発費等に係る会計基準

(平成 10 年 3 月 13 日 企業会計審議会)

(平成 20 年 12 月 26 日 企業会計基準委員会)

一 定義

1 研究及び開発

研究とは、新しい知識の発見を目的とした計画的な調査及び探究をいう。

開発とは、新しい製品・サービス・生産方法（以下、「製品等」という。）についての計画若しくは設計又は既存の製品等を著しく改良するための計画若しくは設計として、研究の成果その他の知識を具体化することをいう。

2 ソフトウェア

ソフトウェアとは、コンピュータを機能させるように指令を組み合わせて表現したプログラム等をいう。

二 研究開発費を構成する原価要素

研究開発費には、人件費、原材料費、固定資産の減価償却費及び間接費の配賦額等、研究開発のために費消されたすべての原価が含まれる。(注 1)

三 研究開発費に係る会計処理

研究開発費は、すべて発生時に費用として処理しなければならない。

なお、ソフトウェア制作費のうち、研究開発に該当する部分も研究開発費として費用処理する。(注 2) (注 3)

四 研究開発費に該当しないソフトウェア制作費に係る会計処理

1 受注制作のソフトウェアに係る会計処理

受注制作のソフトウェアの制作費は、請負工事の会計処理に準じて処理する。

2 市場販売目的のソフトウェアに係る会計処理

市場販売目的のソフトウェアである製品マスターの制作費は、研究開発費に該当する部分を除き、資産として計上しなければならない。ただし、製品マスターの機能維持に要した費用は、資産として計上してはならない。

3 自社利用のソフトウェアに係る会計処理

ソフトウェアを用いて外部へ業務処理等のサービスを提供する契約等が締結されている場合のように、その提供により将来の収益獲得が確実であると認められる場合には、適正な原価を集計した上、当該ソフトウェアの制作費を資産として計上しなければならない。

社内利用のソフトウェアについては、完成品を購入した場合のように、その利用により将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる場合には、当該ソフトウェアの取得に要した費用を資産として計上しなければならない。

機械装置等に組み込まれているソフトウェアについては、当該機械装置等を含めて処理する。

4 ソフトウェアの計上区分

市場販売目的のソフトウェア及び自社利用のソフトウェアを資産として計上する場合には、無形固定資産の区分に計上しなければならない。(注4)

5 ソフトウェアの減価償却方法

無形固定資産として計上したソフトウェアの取得原価は、当該ソフトウェアの性格に応じて、見込販売数量に基づく償却方法その他合理的な方法により償却しなければならない。

ただし、毎期の償却額は、残存有効期間に基づく均等配分額を下回ってはならない。(注5)

五 財務諸表の注記

一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、財務諸表に注記しなければならない。(注6)

六 適用範囲

1 委託・受託契約

本基準は、一定の契約のもとに、他の企業に行わせる研究開発については適用するが、他の企業のために行う研究開発については適用しない。

2 資源の開発

本基準は、探査、掘削等の鉱業における資源の開発に特有の活動については適用しない。

3 企業統合により被取得企業から受け入れた資産

本基準は、企業結合により被取得企業から受け入れた資産（受注制作、市場販売目的及び自社利用のソフトウェアを除く。）については適用しない。

研究開発費等に係る会計基準注解

（注1）研究開発費を構成する原価要素について

特定の研究開発目的にのみ使用され、他の目的に使用できない機械装置や特許権等を取得した場合の原価は、取得時の研究開発費とする。

（注2）研究開発費に係る会計処理について

費用として処理する方法には、一般管理費として処理する方法と当期製造費用として処理する方法がある。

（注3）ソフトウェア制作における研究開発費について

市場販売目的のソフトウェアについては、最初に製品化された製品マスターの完成までの費用及び製品マスター又は購入したソフトウェアに対する著しい改良に要した費用が研究開発費に該当する。

（注4）制作途中のソフトウェアの計上科目について

制作途中のソフトウェアの制作費については、無形固定資産の仮勘定として計上することとする。

（注5）ソフトウェアの減価償却方法について

いずれの減価償却方法による場合にも、每期見込販売数量等の見直しを行い、減少が見込まれる販売数量等に相当する取得原価は、費用又は損失として処理しなければならない。

（注6）ソフトウェアに係る研究開発費の注記について

ソフトウェアに係る研究開発費については、研究開発費の総額に含めて財務諸表に注記することとする。

業 種 分 類 表(法人企業統計調査用)

業 種 名	コード	業 種 内 容	
農 業、林 業	01	農 業	耕種農業、畜産農業、農業サービス業(園芸サービス業を除く)、園芸サービス業
		林 業	育林業、素材生産業、特用林産物生産業(きのこ類の栽培を除く)、林業サービス業、その他の林業
漁 業	08	漁業(水産養殖業を除く)	海面漁業、内水面漁業
		水産養殖業	海面養殖業、内水面養殖業
鉱業、採石業、砂利採取業	10	鉱業、採石業、砂利採取業	金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、採石業、砂・砂利・玉石採取業、窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る)、その他の鉱業
建 設 業	15	総合工事業	一般土木建築工事業、土木工事業(舗装工事業を除く)、舗装工事業、建築工事業(木造建築工事業を除く)、木造建築工事業、建築リフォーム工事業
		職別工事業(設備工事業を除く)	大工工事業、とび・土工・コンクリート工事業、鉄骨・鉄筋工事業、石工・れんが・タイル・ブロック工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、床・内装工事業、その他の職別工事業
		設備工事業	電気工事業、電気通信・信号装置工事業、管工事業(さく井工事業を除く)、機械器具設置工事業、その他の設備工事業
食料品製造業	18	食料品製造業	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業、調味料製造業、糖類製造業、精穀・製粉業、パン・菓子製造業、動植物油脂製造業、その他の食料品製造業
		飲料・たばこ・飼料製造業	清涼飲料製造業、酒類製造業、茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)、製氷業、たばこ製造業、飼料・有機質肥料製造業
繊維工業	20	繊維工業	製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業、織物業、ニット生地製造業、染色整理業、綱・網・レース・繊維粗製品製造業 外衣・シャツ製造業(和式を除く)、下着類製造業、和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、その他の繊維製品製造業
木材・木製品製造業	22	木材・木製品製造業(家具を除く)	製材業、木製品製造業、造作材・合板・建築用組立材料製造業、木製容器製造業(竹、とうを含む)、その他の木製品製造業(竹、とうを含む)
パルプ・紙・紙加工品製造業	24	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、紙製品製造業、紙製容器製造業、その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
印刷・同関連業	25	印刷・同関連業	印刷業、製版業、製本業、印刷物加工業、印刷関連サービス業
化学工業	26	化学工業	化学肥料製造業、無機化学工業製品製造業、有機化学工業製品製造業、油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業、医薬品製造業、化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業、その他の化学工業

業種名	コード	業 種 内 容	
石油製品・石炭製品製造業	27	石油製品・石炭製品製造業	石油精製業、潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)、コークス製造業、舗装材料製造業、その他の石油製品・石炭製品製造業
窯業・土石製品製造業	30	窯業・土石製品製造業	ガラス・同製品製造業、セメント・同製品製造業、建設用粘土製品製造業(陶磁器製を除く)、陶磁器・同関連製品製造業、耐火物製造業、炭素・黒鉛製品製造業、研磨材・同製品製造業、骨材・石工品等製造業、その他の窯業・土石製品製造業
鉄鋼業	31	鉄鋼業	製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)、表面処理鋼材製造業、鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業
非鉄金属製造業	32	非鉄金属製造業	非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)、非鉄金属・同合金圧延業(抽伸、押し出しを含む)、電線・ケーブル製造業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業
金属製品製造業	33	金属製品製造業	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業、洋食器・刃物・手道具・金物類製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業、建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業を含む)、金属素形材製品製造業、金属被覆・彫刻業、熱処理業(ほうろろ鉄器を除く)、金属線製品製造業(ねじ類を除く)、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業、その他の金属製品製造業
はん用機械器具製造業	51	はん用機械器具製造業	ボイラ・原動機製造業、ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業
生産用機械器具製造業	34	生産用機械器具製造業	農業用機械製造業(農業用器具を除く)、建設機械・鉱山機械製造業、繊維機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業
業務用機械器具製造業	37	業務用機械器具製造業	事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業
電気機械器具製造業	35	電気機械器具製造業	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業
情報通信機械器具製造業	29	情報通信機械器具製造業	通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業
		電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
自動車・同附属品製造業	36	自動車・同附属品製造業	自動車・同附属品製造業
その他の輸送用機械器具製造業	38	輸送用機械器具製造業(自動車・同附属品製造業を除く)	鉄道車両・同部分品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業

業種名	コード	業 種 内 容	
その他の製造業	39	家具・装備品製造業	家具製造業、宗教用具製造業、建具製造業、その他の家具・装備品製造業
		プラスチック製品製造業	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業、プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業、工業用プラスチック製品製造業、発泡・強化プラスチック製品製造業、プラスチック成形材料製造業(廃プラスチックを含む)、その他のプラスチック製品製造業
		ゴム製品製造業	タイヤ・チューブ製造業、ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業、その他のゴム製品製造業
		なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革製造業、工業用革製品製造業(手袋を除く)、革製履物用材料・同附属品製造業、革製履物製造業、革製手袋製造業、かばん製造業、袋物製造業、毛皮製造業、その他のなめし革製品製造業
		その他の製造業	貴金属・宝石製品製造業、装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業(貴金属・宝石製を除く)、時計・同部分品製造業、楽器製造業、がん具・運動用具製造業、ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業、漆器製造業、畳等生活雑貨製品製造業、他に分類されない製造業
電 気 業	70	電 気 業	電気業
ガス・熱供給・水道業	71	ガ ス 業	ガス業
		熱 供 給 業	熱供給業
		水 道 業	上水道業、工業用水道業、下水道業
情報通信業	60	通 信 業	固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業
		放 送 業	民間放送業(有線放送業を除く)、有線放送業
		情報サービス業	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業
		インターネット付随サービス業	インターネット付随サービス業
		映像・音声・文字情報制作業	映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
陸 運 業	61	鉄 道 業	鉄道業
		道路旅客運送業	一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業
		道路貨物運送業	一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業
水 運 業	64	水 運 業	外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業

業 種 名	コード	業 種 内 容	
その他の運輸業	69	航 空 運 輸 業	航空運送業、航空機使用業(航空運送業を除く)
		倉 庫 業	倉庫業(冷蔵倉庫業を除く)、冷蔵倉庫業
		運輸に附帯するサービス業	港湾運送業、貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業
		郵便業(信書便事業を含む)	郵便業(信書便事業を含む)
卸 売 業	40	各種商品卸売業	各種商品卸売業
		繊維・衣服等卸売業	繊維品卸売業(衣服・身の回り品を除く)、衣服卸売業、身の回り品卸売業
		飲食料品卸売業	農畜産物・水産物卸売業、食料・飲料卸売業
		建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	建築材料卸売業、化学製品卸売業、石油・鉱物卸売業、鉄鋼製品卸売業、非鉄金属卸売業、再生資源卸売業
		機械器具卸売業	産業機械器具卸売業、自動車卸売業、電気機械器具卸売業、その他の機械器具卸売業
		その他の卸売業	家具・建具・じゅう器等卸売業、医薬品・化粧品等卸売業、紙・紙製品卸売業、他に分類されない卸売業
小 売 業	49	各種商品小売業	百貨店、総合スーパー、その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)
		織物・衣服・身の回り品小売業	呉服・服地・寝具小売業、男子服小売業、婦人・子供服小売業、靴・履物小売業、その他の織物・衣服・身の回り品小売業
		飲食料品小売業	各種食料品小売業、野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業、酒小売業、菓子・パン小売業、その他の飲食料品小売業
		機械器具小売業	自動車小売業、自転車小売業、機械器具小売業(自動車、自転車を除く)
		その他の小売業	家具・建具・畳小売業、じゅう器小売業 医薬品・化粧品小売業、農耕用品小売業、燃料小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業、写真機・時計・眼鏡小売業、他に分類されない小売業
		無店舗小売業	通信販売・訪問販売小売業、自動販売機による小売業、その他の無店舗小売業
不 動 産 業	59	不 動 産 取 引 業	建物売買業、土地売買業、不動産代理業・仲介業
		不動産賃貸業・管理業	不動産賃貸業(貸家業、貸間業を除く)、貸家業、貸間業、駐車場業、不動産管理業
リ ー ス 業	77	物 品 賃 貸 業	各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業(自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業は除く)
その他の物品賃貸業	73	物品賃貸業(リース業に該当するものを除く)	自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業
宿 泊 業	75	宿 泊 業	旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業
飲食サービス業	50	飲 食 店	食堂、レストラン(専門料理店を除く)、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、その他の飲食店
		持ち帰り・配達飲食サービス業	持ち帰り飲食サービス業、配達飲食サービス業

業 種 名	コード	業 種 内 容	
生活関連サービス業	76	洗濯・理容・美容・浴場業	洗濯業、理容業、美容業、一般公衆浴場業、その他の公衆浴場業、その他の洗濯・理容・美容・浴場業
		その他の生活関連サービス業	旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業、他に分類されない生活関連サービス業
娯 楽 業	79	娯 楽 業	映画館、興行場、興行団、競輪・競馬等の競走場、競技団、スポーツ施設提供業、公園、遊園地、遊戯場、その他の娯楽業
広 告 業	74	広 告 業	広告業
純粋持株会社	82	純 粋 持 株 会 社	他社の事業活動を支配することを主たる事業とする会社（自らも事業を行う「事業持株会社」についてはその業種により分類）
その他の学術研究、専門・技術サービス業	83	学術・開発研究機関	自然科学研究所、人文・社会科学研究所
		専門サービス業（他に分類されないもの）	法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所、行政書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、経営コンサルタント業、その他の専門サービス業
		技術サービス業（他に分類されないもの）	獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業、その他の技術サービス業
医療、福祉業	80	医 療 業	病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附随するサービス業
		保 健 衛 生	健康相談施設、その他の保健衛生
		社会保険・社会福祉・介護事業	児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業
教育、学習支援業	85	学 校 教 育	専修学校、各種学校
		その他の教育、学習支援業	社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業、他に分類されない教育、学習支援業
職業紹介・労働者派遣業	86	職業紹介・労働者派遣業	職業紹介業、労働者派遣業
その他のサービス業	89	廃 棄 物 処 理 業	一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、その他の廃棄物処理業
		自 動 車 整 備 業	自動車整備業
		機 械 等 修 理 業	機械修理業（電気機械器具を除く）、電気機械器具修理業、表具業、その他の修理業
		郵 便 局	郵便局、郵便局受託業
		そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	速記・ワープロ入力・複写業、建物サービス業、警備業、他に分類されない事業サービス業
		そ の 他 の サ ー ビ ス 業	集会場、と蓄場、他に分類されないサービス業

(注) 法人企業統計調査の業種は、「日本標準産業分類」に準拠している。

法人企業統計 業種分類表(金融業、保険業)

業 種 名		コード	業 種 内 容		例
銀 行 業		91	銀 行 業	銀行(中央銀行、在日外国銀行を除く)	普通銀行 郵便貯金銀行 信託銀行
			協 同 組 織 金 融 業	中小企業等金融業、農林水産金融業(農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合を除く)	信用金庫・信用金庫連合会 信用協同組合・信用協同組合連合会 労働金庫・労働金庫連合会 農林中央金庫 信用農業協同組合連合会 信用漁業協同組合連合会 信用水産加工業協同組合連合会
貸 金 等 非 預 金 信 用 機 関 クレジッ トカ ード	質屋	9A	質屋	質屋	質屋
	消費者向け貸金業	9B	消費者向け貸金業	消費者向け貸金業	消費者向け貸金業
	事業者向け貸金業	9C	事業者向け貸金業	事業者向け貸金業	事業者向け貸金業
	クレジットカード業、 割賦金融業	9D	クレジットカード業、 割賦金融業	クレジットカード業、 割賦金融業	クレジットカード業 割賦金融業
	その他の貸金業、クレジット カード業等非預金信用 機関	9E	その他の貸金業、クレジット カード業等非預金信用 機関	その他の貸金業、クレジットカード業等非 預金信用機関	住宅専門金融業 証券金融業 ファクタリング業(売掛債権買取業のもの)
金融商品取引業(第一種金融商品取引 業であって有価証券関連業に限る)	93	金融商品取引業(第一種金融商品取引 業であって有価証券関連業に限る)	金融商品取引業(第一種金融商品取引業 であって有価証券関連業に限る)	第一種金融商品取引業であって有価証券関 連業に限る	
その他の金融商品取引業、 商品先物取引業	94	その他の金融商品 取引業、 商品先物取引業、 補助的金融業等	その他の金融商品取引業、商品先物取引 業、商品投資顧問業、補助的金融業、金 融附帯業、信託業、金融代理業	第一種金融商品取引業であって有価証券関 連業を除く 第二種金融商品取引業 投資助言・代理業 投資運用業 証券保管振替機関 証券代行業 商品先物取引業 商品投資顧問業 短資業 両替業 信用保証機関 金融商品取引所 商品取引所 公共工事前払金保証会社 前払式証券発行業 債権管理回収業(サービサー) 運用型信託業 管理型信託業 金融商品仲介業 信託契約代理業 その他の金融代理業	
生 命 保 険 業	95	生 命 保 険 業	生命保険業	生命保険株式会社 生命保険相互会社 郵便保険業 生命保険再保険業	
損 害 保 険 業	96	損 害 保 険 業	損害保険業	損害保険株式会社 損害保険再保険業	
そ の 他 の 保 険 業	97	そ の 他 の 保 険 業	少額短期保険業、保険媒介代理業、保険 サービス業	少額短期保険業 生命保険媒介業 損害保険代理業 損害査定業 (共済事業は除く)	

(注)法人企業統計調査の業種は、「日本標準産業分類」に準拠している。

ご不明な点や内容その他について、ご照会等がございましたら、下記までお問合せください。

財務省財務総合政策研究所調査統計部
 〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1
 TEL (03)3581-4111
 内線 5327・5163
 5325・5496

財務局・事務所名 (管轄区域)	T E L	〒	所在地
関東財務局 経済調査課 (埼玉県)	*048-600-1260	330-9716	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館
東京財務事務所 財務課 (東京都)	*03-5842-7219	113-8553	東京都文京区湯島4-6-15 湯島地方合同庁舎
横浜財務事務所 財務課 (神奈川県)	*045-681-0932	231-8412	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎
千葉財務事務所 財務課 (千葉県)	*043-251-7213	260-8607	千葉市中央区椿森5-6-1
甲府財務事務所 財務課 (山梨県)	*055-206-0194	400-0031	甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎 8階
宇都宮財務事務所 財務課 (栃木県)	*028-346-6301	320-8532	宇都宮市桜3-1-10
水戸財務事務所 財務課 (茨城県)	*029-221-3180	310-8566	水戸市北見町1-4
前橋財務事務所 財務課 (群馬県)	*027-896-2908	371-0026	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎
新潟財務事務所 財務課 (新潟県)	*025-281-7503	950-8623	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館 9階
長野財務事務所 財務課 (長野県)	*026-234-5124	380-0846	長野市旭町1108長野第2合同庁舎
近畿財務局 経済調査課 (大阪府)	*06-6949-6377	540-8550	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
京都財務事務所 財務課 (京都府)	*075-752-1418	606-8395	京都市左京区丸太町川端東入ル 東丸太町34-12京都第2地方合同庁舎
神戸財務事務所 財務課 (兵庫県)	*078-391-6942	650-0024	神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎
奈良財務事務所 財務課 (奈良県)	*0742-27-3162	630-8213	奈良市登大路町81奈良合同庁舎
和歌山財務事務所 財務課 (和歌山県)	*073-422-6142	640-8143	和歌山市二番丁3 和歌山合同庁舎
大津財務事務所 財務課 (滋賀県)	*077-522-6455	520-0044	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎 7階
北海道財務局 経済調査課 (※)	011-709-2311	060-8579	札幌市北区北8条西2 札幌第1合同庁舎
函館財務事務所 財務課 (渡島、檜山)	0138-47-8445	041-0806	函館市美原3-4-4 函館第2地方合同庁舎
旭川財務事務所 財務課 (上川、留萌、宗谷)	0166-31-4151	078-8503	旭川市宮前1条3-3-15 旭川地方合同庁舎西館
釧路財務事務所 財務課 (釧路、根室)	0154-32-0701	085-8649	釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎
帯広財務事務所 財務課 (十勝)	0155-25-6381	080-0015	帯広市西5条南8 帯広第2地方合同庁舎
小樽出張所 財務課 (後志)	0134-23-4103	047-0007	小樽市港町5-2小樽地方合同庁舎
北見出張所 財務課 (オホーツク)	0157-24-4167	090-0018	北見市青葉町6-8 北見地方合同庁舎
東北財務局 経済調査課 (宮城県)	022-263-1111	980-8436	仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎
青森財務事務所 財務課 (青森県)	*017-722-1462	030-8577	青森市新町2-4-25青森合同庁舎
盛岡財務事務所 財務課 (岩手県)	*019-625-3352	020-0023	盛岡市内丸7-25盛岡合同庁舎
秋田財務事務所 財務課 (秋田県)	*018-862-4192	010-0951	秋田市山王7-1-4 秋田第2合同庁舎

財務局・事務所名 (管轄区域)	T E L	〒	所在地
山形財務事務所 財務課 (山形県)	*023-641-5179	990-0041	山形市緑町2-15-3
福島財務事務所 財務課 (福島県)	*024-535-0302	960-8018	福島市松木町13-2
東海財務局 経済調査課 (愛知県)	*052-951-1739	460-8521	名古屋市中区三の丸3-3-1
静岡財務事務所 財務課 (静岡県)	*054-251-4323	420-8636	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎
津財務事務所 財務課 (三重県)	*059-225-7222	514-8560	津市桜橋2-129
岐阜財務事務所 財務課 (岐阜県)	*058-247-4112	500-8716	岐阜市金竜町5-13岐阜合同庁舎
北陸財務局 経済調査課 (石川県)	*076-292-7858	921-8508	金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎
福井財務事務所 財務課 (福井県)	*0776-25-8232	910-8519	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎
富山財務事務所 財務課 (富山県)	*076-432-5522	930-8554	富山市丸の内1丁目8番10号 北陸銀行・堤商事富山丸の内ビル5階
中国財務局 経済調査課 (広島県)	082-221-9221	730-8520	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館
山口財務事務所 財務課 (山口県)	083-922-2190	753-8508	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎1号館
岡山財務事務所 財務課 (岡山県)	086-223-1131	700-8555	岡山市北区桑田町1-36 岡山地方合同庁舎
鳥取財務事務所 財務課 (鳥取県)	0857-26-2295	680-0845	鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎
松江財務事務所 財務課 (島根県)	0852-21-5231	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎
四国財務局 経済調査課 (香川県)	087-811-7780	760-8550	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館
徳島財務事務所 財務課 (徳島県)	088-622-5181	770-0941	徳島市万代町3-5 徳島第2地方合同庁舎
松山財務事務所 財務課 (愛媛県)	089-941-7185	790-0808	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎
高知財務事務所 財務課 (高知県)	088-822-9177	780-0061	高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎
九州財務局 経済調査課 (熊本県)	096-353-6351	860-8585	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎
大分財務事務所 財務課 (大分県)	097-532-7107	870-0016	大分市新川町2-1-36 大分合同庁舎
鹿児島財務事務所 財務課 (鹿児島県)	099-226-6155	892-0816	鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎
宮崎財務事務所 財務課 (宮崎県)	0985-22-7101	880-0805	宮崎市橋通東3-1-22 宮崎合同庁舎
福岡財務支局 経済調査課 (福岡県)	092-411-9038	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎内
佐賀財務事務所 財務課 (佐賀県)	0952-32-7161	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎内
長崎財務事務所 財務課 (長崎県)	095-827-7095	850-0052	長崎市筑後町3-24
沖縄総合事務局 財務部 経済調査室(沖縄県)	098-866-0093	900-8530	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館

*はダイヤルイン、無印は代表番号です。

(※)石狩、空知、胆振、日高

なお、北海道内の管轄区域は、総合振興局・振興局で表示しています。

お忙しいところ本統計調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。